

仙台市における医療のあり方に関する検討会議設置要綱

(令和4年5月12日市長決裁)

(設置)

第1条 本市における医療提供体制の現状及び課題並びにこれらに対する今後の対応について検討するため、仙台市における医療のあり方に関する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 本市における医療提供体制の現状及び課題に関すること
- (2) 本市における医療提供体制の現状及び課題に対する今後の対応に関すること
- (3) その他本市における医療のあり方を検討するに当たって必要な事項に関すること

(組織及び委員)

第3条 検討会議は、7人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、医師、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和5年3月31日までとする。

(座長及び座長代理)

第4条 検討会議に座長及び座長代理を置き、委員の互選によって定める。

- 2 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 座長は、検討会議の会議を招集し、その議長となる。

- 2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、健康福祉局保健衛生部医療政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年5月12日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。